

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示

改 正 案

現 行

<p>(車枠及び車体) 第十五条 (略) 2・3 (略)</p>	<p>4 次の各号に掲げる自動車(次項の自動車を除く。)については、保安基準第十八条第四項(同項に基づく細目告示第二十二条第十項第一号、第百条第十二項第一号及び第百七十八条第十項を除く。)の規定は、適用しない。                  一 平成十七年八月三十一日以前に製作された自動車                  二 平成十七年九月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作された自動車(平成十七年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。)                  三 平成十七年九月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作された自動車であつて平成十七年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車(平成十七年八月三十一日以前に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制御装置の種類が同一であるものに限る。)                  5 次の各号に掲げる自動車のいずれにも該当するものについては、保安基準第十八条第四項(同項に基づく細目告示第二十二条第十項第一号、第百条第十二項第一号及び第百七十八条第十項を除く。)の規定は適用しない。                  一 次のいずれかに該当する自動車                  イ 座席の地上面からの高さが四百七十五ミリメートル以下の自動車                  ロ 次に掲げる六項目のうち五項目以上を満たす自動車                  (一) 地面と、自動車の前軸の両輪タイヤ及び自動車の前軸の前方の車体に接する平面のなす角度が二十五度以上                  (二) 地面と、自動車の後軸の両輪タイヤ及び自動車の後軸の後方の車体に接する平面のなす角度が二十度以上                  (三) 自動車の前軸の両輪タイヤに接し前軸より後上方に延びる平面と、後軸の両輪タイヤに接し後軸より前上方に延びる平面の交線が車体下面に接した状態において、この西平面のなす最小角度が二十度以上                  (四) 前軸の両輪タイヤの最後端を結ぶ直線と後軸の両輪タイヤの最前端を結ぶ直線によつて区切られる範囲内で、車体下面の最も低い位置にある固定物と地面との距離が百八十三ミリメートル以上                  (五) 前軸直下の最低地上高が百八十三ミリメートル以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の前軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面との距離をいふ。</p>
--	---

<p>(車枠及び車体) 第十五条 (略) 2・3 (略)</p>
--

- (9) 後軸直下の最低地上高が百八十三ミリメートル以上。この場合、軸直下の最低地上高とは、地面に垂直で自動車の後軸を含む平面内において、両輪タイヤの接地点を通り、車体下面に接する円弧の頂点と地面の間の距離をいう。
- 八 保安基準第十八条第四項の規定が適用される自動車のうち貨物の運送の用に供するもの
- 二 原動機本体の前端を通り車両中心線に垂直な平面及び原動機本体の後端を通り車両中心線に垂直な平面と車両中心線とのそれぞれの交点の midpoint が、前面ガラスの下端の最前部をとり車両中心線に垂直な平面より後方であり、かつ、最も後部にある座席の後端より前方にある自動車
- ホ 原動機として、内燃機関及び駆動用の電動機又は油圧モーターを有し、それらが運転者室の前方に位置する自動車
- 二 次に掲げる自動車
- イ 平成十九年八月三十一日以前に製作された自動車
- ロ 平成十九年九月一日から平成二十四年八月三十一日までに製作された自動車（平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車を除く。）
- ハ 平成十九年九月一日から平成二十四年八月三十一日までに製作された自動車であつて平成十九年九月一日以降に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（平成十九年八月三十一日以前に法第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車と種別、車体の外形、燃料の種類、動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠並びに主制動装置の種類が同一であるものに限る。）